

○特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準別表第一号の規定による区域の指定

平成24年3月30日

都留市告示第34号

都留市長 小林 義 光



特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準(昭和43年厚生省・建設省告示第1号)の別表第1号の規定により市長が指定すべき区域を次のとおり指定し、平成24年4月1日から施行する。

特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定並びに特定工場等において発生する騒音の規制基準(平成24年3月19日都留市告示第9号)により指定された地域のうち、次の各号に掲げる区域

- 一 第一種区域、第二種区域及び第三種区域
- 二 第四種区域のうち次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね80メートル以内の区域
 - 1 学校教育法(昭和22年法律第26号)第一条に規定する学校
 - 2 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第七条第一項に規定する保育所
 - 3 医療法(昭和23年法律第205号)第一条の五第一項に規定する病院及び同条第二項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
 - 4 図書館法(昭和25年法律第118号)第二条第一項に規定する図書館
 - 5 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第二十条の五に規定する特別養護老人ホーム